

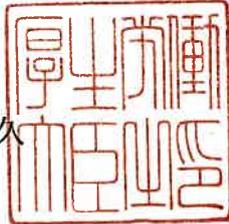
厚生労働省発職 0917 第 1 号

令和 2 年 9 月 17 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙 1「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案要綱」、別紙 2「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」、別紙 3「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針等の一部を改正する告示案要綱」及び別紙 4「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案要綱

第一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正

派遣元事業主が派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し説明しなければならない事項として、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十条の二第一項の規定による教育訓練及び同条第二項の規定による援助の内容を追加すること。

第二 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正

書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができるものとして、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十一条第三項の規定による書面の記載を追加すること。

第三 施行期日

この省令は、令和三年一月一日から施行すること。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 情報提供の方法

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（第二の一において「法」という。）第二十三条第五項の規定による情報の提供は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならないものとする。

第二 雇用安定措置の実施の方法

一 派遣元事業主は、法第三十条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による措置を講ずるに当たっては、特定有期雇用派遣労働者等（同条第一項に規定する特定有期雇用派遣労働者等をいう。）から、当該特定有期雇用派遣労働者等が希望する当該措置の内容を聴取しなければならぬものとする。

二 派遣元管理台帳に記載しなければならない事項として、一により聴取した内容を追加すること。

第三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日

この省令は、令和三年四月一日から施行すること。

派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針等の一部を改正する告示案要綱

第一 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部改正

派遣元事業主が講ずべき派遣労働者に対するキャリアアップ措置として、派遣元事業主は、派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、労働契約の締結時までに教育訓練計画を説明しなければならないこととする。また、派遣元事業主は、当該教育訓練計画に変更があつた場合は、その雇用する派遣労働者に対し、速やかにこれを説明しなければならないこととする。

第二 派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部改正

派遣先が、派遣労働者の苦情の処理を行う際の留意点として、特に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十四条の規定により派遣先の事業を派遣中の労働者を使用する事業と、同法第四十五条及び第四十六条の規定により派遣先の事業を行う者を派遣中の労働者を使用する事業者と、同法第四十七条の二から第四十七条の四までの規定により労働者派遣の役務の提供を受ける者を派遣労働者を雇用する事業主とみなして労働関係法令を適用する事項に関する苦情については、誠実かつ主体的に対応しなければならないこととする。

第三 日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針の

一部改正

労働者派遣契約の解除に当たって講ずべき措置として、派遣元事業主は、新たな就業機会の確保ができない場合は、まず休業等を行い、当該日雇派遣労働者の雇用の維持を図るようになるとともに、休業手当の支払等の労働基準法等に基づく責任を果たすこととする。

第四 適用期日

この告示は、令和三年一月一日から適用すること。

派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱

第一 派遣元事業主は、マージン率等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により、広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とすることとする。

第二 この告示は、令和三年四月一日から適用すること。